

# 仕 様 書

件名：愛媛中央産業技術専門校 LED 照明修繕

場所：愛媛県立愛媛中央産業技術専門校  
(今治市桜井団地 4 丁目 1 - 1)

## 概要：

本校の照明器具は平成 3 年以前に設置されたものであり耐用年数の 15 年に対し、30 年以上経過している。令和 9 年末には蛍光灯の製造が終了するため、照明器具を LED 照明に取替修繕する。

## 内容：

1. 本館	蛍光灯 37 台撤去	LED 照明 43 台新設
2. タオル第 3 実習場	蛍光灯 14 台撤去	LED 照明 14 台新設
3. 服飾実習場	蛍光灯 19 台撤去	LED 照明 19 台新設
4. タオル第 2 実習場	蛍光灯 18 台撤去	LED 照明 18 台新設
5. タオル第 1 実習場	蛍光灯 18 台撤去	LED 照明 18 台新設
6. 設備第 2 実習場	蛍光灯 14 台撤去	LED 照明 14 台新設
7. 既設蛍光管処分		

## その他：

- ・修繕日程について打合せるため開始より完成までの工程表を作ること
- ・修繕期限は、令和 9 年 3 月 26 日(金)まで
- ・工事期間中、電気、水道、トイレについては校内設備を使用可

## 注意事項：

本修繕は、職業訓練施設内の施工のため、訓練生及び施設運営に支障がないよう施工すること。修繕について、事前に県担当者との連絡をとり、利用状況や安全管理、騒音等を配慮のうえ施工すること。

(1) 作業場所周辺は、立入禁止表示等を行うなど安全、保護対策を行うこと。  
修繕現場は、常に整理整頓及び安全管理に努めること。

(2) 現場作業に際し、既存建築物及び既設設備機器、物品を汚損、破損等をした場合は、受注者の責任において復旧すること。

- (3) 各工種、工程毎に施工前、施工中、施工後を記録し、作業写真のみで本作業の施工経緯を含め修繕の全容を把握できるようにすること。
- (4) 関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、発注者に報告のうえ遅滞なく作成及び届出を実施すること。
- (5) この仕様書は、仕様の大要を示すものである。したがって、当然施工しなければならないことはもちろん、本修繕で必要なことについては、受注者の責任において、施工すること。
- (6) 本修繕を実施するにあたり、法令等の制限を受ける場合には、該当法令等を遵守すること。
- (7) 受注者の責めに帰することができない理由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して、遅滞なく、その事由を付して履行期限の延長を求めることができる。その延長日数は、受注者と発注者が協議して決めるものとする。
- (8) 現場施工上の疑義が生じた場合は、県と協議の上決定すること。